

むつ湾漁業青色申告会連合会税務担当者研修会開催

主催／むつ湾漁業青



主催者を代表して挨拶する前田会長



研修を受講する会員及び税務担当者

去る六月二十七日、青森県水産ビルにおいて、むつ湾漁業青色申告会連合会主催により、会員及び税務担当者ら四十人が出席し、平成十五年度税務担当者研修会が開催された。

研修会開催にあたり、前田昌夫会長が主催者を代表し、青色申告制度の持つ有効な機能を更に認識し活用するため、会員との連携を図り、また、関係機関の指導を得ながら税務経理の研究・調査を行うとともに、納税についての道義的向上を図りたいとの挨拶を述べた。

今回の研修は、消費税法の一部改正により、納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が現行三千万円から一千万円に引き下げられ、今まで納税対象とならなかった漁業者にも一千万円以上の水揚げがある場合、消費税納税義務者になることから、講師には、青森税務署、記帳指導推進官、板垣和明氏、及び、奥崎税務会計センター、奥崎武先生を講師として招き、税制改正に伴う事務手続等について講演を頂いた。

研修内容については次の通り。

1. 事業者免税点が引き下げられます。

納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が1,000万円(現行3,000万円)に引き下げられます。

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月決算分から適用されます。

【ポイント】

1 基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合には、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2. 簡易課税制度の適用上限が引き下げられます。

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円(現行2億円)に引き下げられます。

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月決算分から適用されます。

【ポイント】

1 その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が、簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間の開始の日の前日(事業を開始した課税期間等であればその課税期間中)までに所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

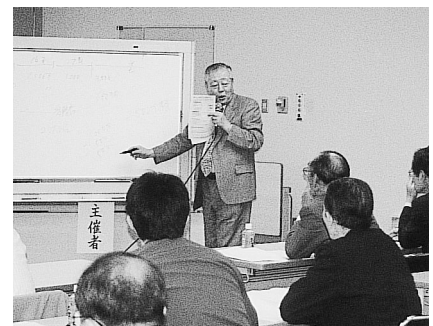
なお、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間が課税事業者となる場合で、直前の課税期間(個人事業者については平成16年分、事業年度が1年である法人については平成16年3月決算分から平成17年2月決算分まで)において納税義務が免除されていた事業者が、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間から簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

2 簡易課税制度の適用を受けない場合、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存が必要となります。

／むつ湾漁業青色申告会連合会



板垣記帳指導推進官



奥崎先生